

第4章 具体的な施策

大柱4 子どもと青少年が心身ともに健やかに成長するための環境づくり

子どもと青少年が多く時間を過ごす学校等での教育環境の充実や、家庭や地域の教育力の向上、放課後児童の居場所の充実等の取り組みを進めます。また、子どもと青少年の多様な体験や社会参加を促進するとともに、青少年を取り巻く環境の健全化に努め、青少年が安全で安心して成長できるまちづくりを進めます。

ニーズ調査結果等から求める姿

◎ニーズ調査（平成30年度）結果から

図表 4-2-6 地域における子育て環境や支援への満足度（小学生調査）

| | 現状 (平成30年) | 前回 (平成25年) |
|----------|---------------|---------------|
| 満足度5（高い） | 2.4% | 3.0% |
| 満足度4 | 15.7% | 12.3% |
| 満足度3 | 46.1% | 42.2% |
| 満足度2 | 23.6% | 28.6% |
| 満足度1（低い） | 10.5% | 10.2% |
| 無効・無回答 | 1.7% | 3.7% |

◆地域における子育て環境が充実するようなまちを目指します。

中柱1 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育の推進

- 自然や芸術、スポーツ、先端技術等の地域資源に触れ、地域の多様な人との関わり合いを通じて、多面的で豊かな学びの機会を充実します。
- 子どもや青少年の健全育成に向けた啓発活動や体力づくりの取り組みを進めます。
- 様々な困難を抱える子どもや子育て家庭への相談体制を整えるとともに、学習支援や社会参加に向けた支援を進めます。

| 4-(1)-ア 地域資源や外部人材等を活用した指導の推進 | | | |
|---|--------------------------------|-------|------------|
| 本市の自然や芸術文化、先端技術等の地域資源を活用するとともに、地域教育ボランティアや外部人材の協力を得ながら児童、生徒の学習活動を実施します。 | | | |
| ・ 保育園や学校等での環境教育指導者による環境学習の開催 | | | |
| ・ 自然観察会の実施 等 | | | |
| 担当課 | 教育指導課、環境企画課、 自然環境共生課、博物館運営課 | 対象年齢等 | 3歳～中学生、保護者 |

| 4-(1)-イ 体験学習、交流活動の機会の充実 | | | |
|---|------------------|-------|--------|
| <p>総合的な学習の時間等を活用し、児童、生徒が自然や動植物とふれあったり、地域の高齢者との交流を通して昔の遊びを体験したりする機会を提供します。また、職場見学、職場体験等のキャリア教育を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中学、高校生の職場体験の受け入れ ・ 地域高齢者との交流会の実施 ・ 体験学習の実施 等 | | | |
| 担当課 | 教育指導課、保育課、博物館運営課 | 対象年齢等 | 0歳～高校生 |

| 4-(1)-ウ 芸術鑑賞教育の実施 | | | |
|---|------------|-------|--------|
| <p>幼稚園、保育所、認定こども園等の子どもに対し、芸術にふれあう機会を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学芸員とともに行う対話型鑑賞教育の実施 ・ 幼児が美術館に来館して行う、対話型鑑賞教育及び鑑賞マナー教育の実施 等 | | | |
| 担当課 | 保育課、美術館運営課 | 対象年齢等 | 0歳～就学前 |

| 4-(1)-エ ホームタウンチーム活動推進事業 | | | |
|--|---------|-------|---------------------------|
| <p>体を動かすことや、スポーツの楽しさを伝え、子どもに夢や感動を与えることができるよう、横須賀市をホームタウンとするプロスポーツチームと連携し、現役選手やコーチによる学校訪問を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 横浜 DeNA ベイスターズファームチームによる小学校訪問 ・ 横浜 DeNA ベイスターズ球団マスコットと、オフィシャルパフォーマンスチーム diana による幼稚園等訪問 ・ 横浜 F・マリノスのコーチが幼稚園等に訪問 | | | |
| 担当課 | スポーツ振興課 | 対象年齢等 | 0歳～12歳(特別支援学校は13歳～18歳も対象) |

| 4-(1)-オ 子どもの生活リズムの確立 | | | |
|--|------------|-------|------------|
| <p>幼稚園、保育所、認定こども園での指導や乳幼児健康診査、子育て教室等を通じて子どもにとっての適切な運動、休養及び睡眠の必要性に対する意識を啓発し、子どもの健康を大切にされた家庭生活となるよう、生活リズムの確立を進めます。</p> | | | |
| 担当課 | こども健康課、保育課 | 対象年齢等 | 0歳～就学前、保護者 |

第4章 具体的な施策

| 4-(1)-カ 思春期の健康づくりの推進 | | | |
|--|------------------------------|-------|-----|
| <p>望ましい食習慣や生活リズム、喫煙、飲酒、薬物乱用の防止等について、児童、生徒の意識を啓発し、思春期の健康づくりを進めます。また、命の大切さ、避妊、性感染症及びエイズについて学ぶ機会を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する教室の開催 ・エイズに関する啓発の実施 ・ケータイ・スマホの使い方に関する理解啓発（リーフレットの配布等） ・体と心の変化、命の大切さ、妊娠等に関する健康教育及び性に関する指導の実施 等 | | | |
| 担当課 | こども健康課、保健所健康づくり課、保健体育課、支援教育課 | 対象年齢等 | 思春期 |

| 4-(1)-キ 多様な性の理解推進 | | | |
|--|------------------------|-------|---------|
| <p>男性と女性で分けることや、恋愛の対象を異性と決めつけないこと、一人一人の性の在り方は異なることなど、性の多様性を理解する大切さを伝える機会の提供を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性的マイノリティに関する研修の実施 ・性的マイノリティ啓発パネルの貸し出し ・性的マイノリティ啓発リーフレットの配布 | | | |
| 担当課 | 人権・男女共同参画課、教育指導課、支援教育課 | 対象年齢等 | 小学生～高校生 |

| 4-(1)-ク 健康教育の推進 | | | |
|--|-------|-------|---------|
| <p>児童生徒の体力や運動能力、運動習慣等に関する実態を把握し、その結果を活用して、体育・健康に関する指導が学校の教育活動全体を通じて適切に行われるよう推進します。また、児童生徒が自ら考え、判断して、生涯にわたって健康的な生活を送ることができるよう、生活習慣を見直す機会の確保や、食に関する指導等の健康教育を推進します。</p> | | | |
| 担当課 | 保健体育課 | 対象年齢等 | 小学生～中学生 |

| 4-(1)-ケ 体力づくりの推進 | | | |
|---|-----------|-------|--------|
| <p>子どもの体力の実態を把握するため、小中学校等で新体力テストを実施します。実施結果を体育、保健体育の授業での指導の工夫、改善や子どもが自ら進んで体力向上を図ることに活用し、生涯にわたってスポーツに親しむ習慣、意欲、能力を高めます。</p> | | | |
| 担当課 | 保健体育課、保育課 | 対象年齢等 | 0歳～中学生 |

| 4-(1)-コ | | 学校における食育の推進 | |
|--|-------|-------------|---------|
| <p>子どもが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、栄養教諭を中核とした学校、家庭、地域の連携・協働による食育の充実を図ります。また、中学校完全給食の実施に向けて、小中学校9年間を通した食に関する指導の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「給食時間マニュアル」に基づいた給食指導 ・中学校完全給食の実施 等 | | | |
| 担当課 | 保健体育課 | 対象年齢等 | 小学生～中学生 |

| 4-(1)-サ | | 学習支援員の配置 | |
|--|-------|----------|---------|
| <p>児童・生徒が確かな学力を身につけられるよう、「横須賀市学力向上推進プラン」に基づき、学力向上の取り組みを充実します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全小・中学校に配置 | | | |
| 担当課 | 教育指導課 | 対象年齢等 | 小学生～中学生 |

| 4-(1)-シ | | 就学前教育・保育と小学校教育の連携【1-(1)-エの再掲】 | |
|---|-----------|-------------------------------|------------|
| <p>就学前の子どもがスムーズに小学校での生活に移行できるよう幼稚園、保育所、認定こども園等と小学校との連携を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各幼稚園、保育所、認定こども園等と小学校による情報交換会の開催 ・近隣小学校との給食体験や防災訓練等を通じた連携 等 | | | |
| 担当課 | 保育課、教育指導課 | 対象年齢等 | 0歳～小学生、支援者 |

| 4-(1)-ス | | 社会的居場所づくり支援事業の充実 | |
|--|-------|------------------|---------|
| <p>生活保護世帯や生活困窮世帯の子ども等のうち、学習支援を要する者、ひきこもりや不登校となっている者の、健全な学習・育成・社会参加及び自立の助長を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護世帯の小学・中学・高校生への個別学習支援 ・生活困窮世帯の中学生への学習支援 ・生活保護世帯等の子どもと保護者に対する相談 等 | | | |
| 担当課 | 生活福祉課 | 対象年齢等 | 小学生～高校生 |

第4章 具体的な施策

| 4-(1)-セ | | 関係部局での相談体制の充実と情報提供【2-(1)-イの再掲】 | |
|---|--------------------------------------|--------------------------------|--------------------|
| <p>はぐくみかんでの子どもや青少年に関する総合相談機能を関係機関との連携を図りながら充実するとともに、広報や子育てガイド、ホームページ等により子育て支援や青少年の健全育成に関する情報を提供します。</p> <p>教育委員会には、教育相談窓口を設置して、学校教育にかかわる相談に対し速やかに対応します。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 各種ガイドブックの作成・配布 • 各種相談の実施 • 来所相談、電話相談、メール相談の実施 • 外国語による相談支援 等 | | | |
| 担当課 | こども家庭支援課、こども健康課、児童相談課、こども育成総務課、支援教育課 | 対象年齢等 | 誕生日前～20歳未満、保護者、支援者 |

| 4-(1)-ソ | | 地域での相談体制の充実と情報提供【2-(1)-ウの再掲】 | |
|---|---------------------------|------------------------------|------------|
| <p>地域の身近な相談窓口である健康福祉センターや愛らんど、保育所、学校の相談員、教育委員会の教育相談、子育て支援団体により、子どもや子育てに関する相談に対応するとともに、必要な情報を提供します。また、子育て支援や関係機関と連携し、相談体制を充実します。</p> | | | |
| 担当課 | こども健康課、保育課、支援教育課、こども育成総務課 | 対象年齢等 | 0歳～18歳、保護者 |

中柱2 放課後児童の居場所の充実

- 横須賀市放課後児童対策事業計画を着実に実施し、次代を担う子どもが放課後等の時間を安全・安心に楽しく学び・遊べる環境を確保します。
- 放課後児童の居場所として、放課後児童クラブと放課後子ども教室を充実するとともに、小学校への設置を進めます。また、青少年の家等の既存施設についても、放課後児童の居場所として活用します。

| 4-(2)-ア 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の充実 | | | |
|--|----------------|-------|------------|
| 放課後児童を対象とした放課後児童クラブに対する助成を行い、放課後、子どもが安心して過ごせる生活の場、遊びの場を確保します。また、安定した運営が確立されるよう、小学校の教室等の活用などによる場の確保を含め、制度の充実に努めます。引き続き放課後児童支援員等の処遇改善に努めるとともに、研修会を開催し、子どもの接し方や指導についての知識と技術向上を図ります。 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブ数 83 か所 ・うち小学校実施数 30 か所 | | | |
| 担当課 | こども育成総務課、教育政策課 | 対象年齢等 | 0歳～小学生、保護者 |

| 4-(2)-イ 放課後子ども教室の充実 | | | |
|--|----------------|-------|-----|
| 小学生が放課後を安全・安心に過ごすことができるよう、学習や多様な体験・活動を行う放課後子ども教室を拡充します。 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・放課後子ども教室数 7か所以上 | | | |
| 担当課 | こども育成総務課、教育政策課 | 対象年齢等 | 小学生 |

| 4-(2)-ウ 一体型の放課後児童クラブと放課後子ども教室の推進 | | | |
|---|----------------|-------|-----|
| 児童の健全育成を図り、放課後を安全・安心に過ごすことができるよう、同一の小学校内に放課後児童クラブと放課後子ども教室を設置します。 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・一体型の放課後児童クラブと放課後子ども教室実施数 2か所以上 | | | |
| 担当課 | こども育成総務課、教育政策課 | 対象年齢等 | 小学生 |

| 4-(2)-エ 放課後児童クラブの公設化の検討 | | | |
|--|----------|-------|-----|
| 現在1か所ある公設放課後児童クラブに加え、小学校に設置している、民設放課後児童クラブのうち、保護者の負担が大きいなどの問題を抱えているクラブについて、関係者との十分な協議を踏まえ、公設化を検討します。 | | | |
| 担当課 | こども育成総務課 | 対象年齢等 | 小学生 |

第4章 具体的な施策

| 4-(2)-オ 既存施設の活用の推進 | | | |
|---|----------|-------|-----|
| 子どもの接し方や指導についての知識と技術向上を図り、より利用しやすい放課後児童の居場所として、みんなの家等の既存施設を活用します。 | | | |
| 担当課 | こども育成総務課 | 対象年齢等 | 小学生 |

中柱3 子どもと青少年の多様な体験、社会参加、キャリアアップの促進

- 青少年関係団体の活動支援、ジュニアリーダーの養成を通じて、青少年の地域参加の活動機会を充実します。
- 就職を目指す青少年を対象に、キャリア教育や就職に向けた資格取得の支援等、社会的自立に向けた支援を行います。
- 生活・文化体験活動、自然体験活動、社会体験活動等、学校外での子どもと青少年の多様な体験活動の場づくりを支援します。

| 4-(3)-ア 青少年関係団体の活動支援の推進 | | | |
|---|----------|-------|------------|
| 青少年関係団体が子どもや青少年の健全育成のために様々な活動を行えるよう、活動の場の確保、活動のPR等を支援します。 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 母親クラブ ・ 子ども会指導者協議会 ・ ジュニアリーダーズ ・ 青少年育成推進員連絡協議会 等 | | | |
| 担当課 | こども育成総務課 | 対象年齢等 | 0歳～22歳、支援者 |

| 4-(3)-イ 若い世代のリーダー養成の充実 | | | |
|--|----------|-------|-----------|
| ジュニアリーダー養成講習会、研修会を開催し、地域で活動する青少年ボランティアのリーダーとしての人材を養成するとともに、地域における活動をはじめ、その活動を支援します。 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 養成講習会修了者数 65人 ・ 地域活動参加者数 延べ205人 | | | |
| 担当課 | こども育成総務課 | 対象年齢等 | 小学3年生～22歳 |

| 4-(3)-ウ 若者の就労促進 | |
|---|-----------|
| <p>横須賀市、横須賀商工会議所及び神奈川労働局の3者で締結した「横須賀市民の就労支援事業の実施に関する協定」に基づき、就職を目指す若者を対象に合同企業就職説明会を開催し、その人に合った職種や業種を選択できる機会を提供します。また、企業が求める技術・技能を習得することは就職に結びつきやすいため、県立職業技術校等に就学する者に奨励金を支給し支援します。その他、適時適切に就職情報を提供するなどして、若者の就労を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協定事業 <ul style="list-style-type: none"> (i) 若年求職者を対象とした合同企業就職説明会の開催 (ii) 高校生を対象とした業種、企業説明会の開催やインターンシップの支援 ・県立職業技術等就学者奨励金の支給 ・ハローワークと連携した就職情報の提供 | |
| 担当課 | 経済企画課 |
| 対象年齢等 | 18歳～40歳未満 |

| 4-(3)-エ 学校外での多様な体験の推進 | |
|--|--|
| <p>子どもと青少年が異年齢とふれあったり、国内外の子どもや青少年と交流したりする機会を提供します。また、環境学習や野外活動、農業体験等、学校外での様々な体験活動を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体験型環境学習の実施 ・自然観察会の実施 ・健康福祉センターにおける中学生の職場体験の受入れ ・農業体験の実施 等 | |
| 担当課 | こども育成総務課、こども健康課、国際交流課、環境企画課、自然環境共生課、農業振興課、博物館運営課 |
| 対象年齢等 | 0歳～大学生、保護者、教員 |

| 4-(3)-オ 明日の文化の担い手の育成 | |
|--|--------------|
| <p>子どもが文化に親しみ、その優れた価値、楽しさを理解する取り組みや、様々な文化活動を体験する機会の充実を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファミリーコンサートの実施 ・伝統芸能ワークショップの開催 ・小冊子「子ども向け横須賀ゆかりの歴史上の人物」の発行 ・地域の歴史や文化に関する資料の展示解説 ・民俗関係の映像展示 | |
| 担当課 | 文化振興課、博物館運営課 |
| 対象年齢等 | 0歳～18歳、保護者 |

第4章 具体的な施策

中柱4 青少年を取り巻く環境の健全化

- 地域のパトロールや、事業者との協力により青少年が有害な環境に接する機会を減らす取り組みを進めます。また、インターネット等の適切な利用に関する啓発活動を行います。

| 4-(4)-ア | | 社会環境健全化活動の推進 | |
|--|-------------------|--------------|----------------------------|
| <p>青少年育成推進員等関係団体の協力を得て、青少年の非行問題が発生しやすい場所をパトロールするなど、青少年の非行防止に取り組みます。また、酒、たばこの未成年者への販売禁止、有害図書区分陳列、青少年の深夜立ち入り制限等の法令順守や青少年の見守り等について、事業者との協力関係をつくります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年健全育成協力店の拡充・連携 ・青少年育成活動地域連絡会によるパトロール ・青少年育成推進員連絡協議会による非行防止キャンペーン 等 | | | |
| 担当課 | こども家庭支援課、こども育成総務課 | 対象年齢等 | 4歳～20歳の子ども・青少年およびその家族、関係機関 |

| 4-(4)-イ | | 青少年を取り巻く環境の健全化に関する意識啓発 | |
|--|-------------------|------------------------|------------|
| <p>インターネット上のトラブルや非行を防止するため、インターネット・SNS等の適切な利用に関する啓発活動を行うほか、青少年にとって望ましい環境づくり等についてユース出前トークを開催します。また、中学校区ごとに組織されている青少年育成活動地域連絡会の活動を支援し、青少年が健やかに成長する社会環境づくりに対する市民の意識を啓発します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年育成活動地域連絡会の活動支援 ・ユース出前トーク ・インターネット等の適切な利用に関する啓発用リーフレットの配布 等 | | | |
| 担当課 | こども家庭支援課、こども育成総務課 | 対象年齢等 | 4歳～20歳、保護者 |

大柱5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

事業主に対する広報や啓発等により働き方の見直しを進めるとともに、子育て家庭が子育てと仕事を両立できるような多様な保育サービスを提供します。また、父親の子育てへの参加意識を高めるための環境づくりを進めます。

ニーズ調査結果等から求める姿

◎ニーズ調査（平成30年度）結果から

図表 4-2-7 子育てを主に行っている方

| | | 現状 (平成30年) | 前回 (平成25年) |
|-------|---------|---------------|---------------|
| 父母ともに | 就学前児童調査 | 55.0% | 51.1% |
| | 小学生調査 | 58.3% | 53.9% |
| 主に母親 | 就学前児童調査 | 43.3% | 45.1% |
| | 小学生調査 | 38.1% | 40.8% |



◆家族が協力して子育てができるようなまちを目指します。

◎現状の分析から

図表 4-2-8 平成30年度多様な保育サービスの提供状況

| | 平成30年度 | 平成26年度 |
|------------------|-----------|--------|
| 認定こども園 | 15か所 | 0か所 |
| 保育所 | 38か所 | 41か所 |
| 幼稚園での預かり保育事業 | 公立を除き全園実施 | 36か所 |
| 一時預かり事業 | 8か所 | 8か所 |
| 延長保育事業 | 全園実施 | 全園実施 |
| 休日保育事業 | 1か所 | 1か所 |
| 病児・病後児保育事業 | 1か所 | 1か所 |
| 放課後児童クラブ | 67か所 | 54か所 |
| 利用者支援事業(基本型・特定型) | 1か所 | 0か所 |



◆仕事と子育ての両立が実現できるようなまちを目指します。

第4章 具体的な施策

中柱1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に向けた環境づくり

- 事業主に対して多様な働き方の支援や、働き方の見直しについて、啓発を図ります。
- 子育て世帯が子育てと仕事を両立できるよう、ニーズに沿った保育サービスを提供します。

| | | | |
|--|---|-------|----------------|
| 5-(1)-ア | 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現にむけた事業主に対する広報、啓発、情報提供 | | |
| <p>ワーク・ライフ・バランスの実現を図るための多様な働き方の支援と男性を含めた働き方の見直しのために、事業主に対し広報、啓発を行います。また、必要に応じて事業所内保育所設置に対する助成制度等関係情報を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所内保育所の設置に関する相談 ・ワーク・ライフ・バランスの取り組み事例紹介と啓発 等 | | | |
| 担当課 | 人権・男女共同参画課、経済企画課、幼保児童施設課 | 対象年齢等 | 0歳～小学生、保護者、事業主 |

| | | | |
|---|----------------------|-------|------------|
| 5-(1)-イ | 多様な保育サービスの充実 | | |
| <p>延長保育、休日保育、幼稚園での預かり保育、放課後児童クラブ等、仕事と子育ての両立を支援する多様な保育サービスをさらに充実させるとともに、必要とする人が必要なときにサービスを受けられるよう情報を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園 31 か所 ・保育所 31 か所 ・幼稚園での預かり保育事業 全施設（公立施設を除く） ・一時預かり事業 14 か所 ・延長保育事業 全施設 ・休日保育事業 1 か所 ・病児・病後児保育事業 3 か所 ・放課後児童クラブ 83 か所 ・利用者支援事業（基本型・特定型） 2 か所 | | | |
| 担当課 | 幼保児童施設課、保育課、こども育成総務課 | 対象年齢等 | 0歳～小学生、保護者 |

| | | | |
|---|----------------------------------|-------|------------|
| 5-(1)-ウ | 企業主導型保育所の設置支援【1-(2)-力の再掲】 | | |
| <p>多様な就業形態に対応し、待機児童の解消、仕事と子育ての両立に資する企業主導型保育事業所の設置について積極的に支援します。</p> | | | |
| 担当課 | 幼保児童施設課、経済企画課 | 対象年齢等 | 0歳～就学前、事業主 |

中柱2 仕事と子育ての調和した家庭づくりに向けた啓発

- 子どもや青少年に対して、男女が協力して子どもを育てることの大切さについて学ぶ機会を提供します。
- 妊婦とその配偶者を対象に、子育てにおける父親の役割について考える機会や、情報提供を行い、父親の子育てへの参加を啓発します。

| | | | |
|---|---|-------|-------------|
| 5-(2)-ア | 固定的な性別役割意識を超えてともに協力し、子どもを育てることの意義に関する学習の機会の提供 | | |
| 家庭の役割の大切さや、固定的な性別役割意識を超えて、ともに協力して家庭を築き、子どもを育てることについての学習の機会を提供します。 <ul style="list-style-type: none"> ・各種講座や講演会の開催 ・広報紙や冊子等の作成配布 等 | | | |
| 担当課 | 人権・男女共同参画課、教育指導課 | 対象年齢等 | 小学生～高校生、保護者 |

| | | | |
|--|----------------------------------|-------|-----|
| 5-(2)-イ | 妊娠、出産、子育てに関する学習機会の提供【3-(1)-クの再掲】 | | |
| 健やかな妊娠と出産に関する学習の機会を提供するため、妊婦とその配偶者を対象に「プレママ、プレパパ教室」を休日にも開催します。また、子育て支援教室や乳幼児健康診査の機会に、親子の愛着形成の重要性について市民の意識を啓発します。特に子育てにおける父親の役割について考える機会、情報を提供します。母子健康手帳交付時に各種教室の周知を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・プレママ、プレパパ教室の開催 ・プレママ、プレパパ歯科教室の開催 ・各種子育て教室の開催 | | | |
| 担当課 | こども健康課、保健所健康づくり課 | 対象年齢等 | 誕生前 |

第4章 具体的な施策

大柱6 特に支援を必要とする子どもとその家庭への支援の充実

児童虐待やひとり親家庭、障害児とその家庭等困難を抱える子どもや、家庭に対する様々な支援を充実します。また、家庭の事情により児童養護施設等に入所している子どもを対象として社会的養護の体制や支援について充実します。

ニーズ調査結果等から求める姿

◎現状の分析から

図表 4-2-9 児童虐待相談件数

| | 平成 30 年度 | 平成 26 年度 |
|----------|----------|----------|
| 児童虐待相談件数 | 719 件 | 616 件 |



◆児童虐待の予防等に努め、子どもが健やかに育つことができるようなまちを目指します。

中柱1 児童虐待防止対策の充実

- 子育てに伴う不安や悩みを抱える家庭に対して早期にニーズを汲み取り、児童虐待を予防します。
- 市の関係機関の連携により、児童虐待の早期発見及び早期対応に努めます。

| 6-(1)-ア | 児童虐待の発生予防と早期発見、早期対応 | | |
|---------|--|-------|---------------|
| | 子育て支援関係機関の連携を図り、健康福祉センター、幼稚園、保育所、認定こども園、学校等において、児童虐待の発生予防と早期発見及び早期対応に努めます。 支援が必要な児童生徒へのアプローチや養育等で悩む保護者に対するサポートを行います。 | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待予防に関する啓発活動を行う ・こども家庭地域対策ネットワーク会議の開催 ・未就園児等全戸訪問の実施 ・指導監査時の確認 ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・相談員等を活用 ・親子支援相談の実施 等 | | |
| 担当課 | こども家庭支援課、こども健康課、児童相談課、支援教育課、保育課、幼保児童施設課 | 対象年齢等 | 誕生前～18歳未満、保護者 |

| | | | |
|--|--------|-------|------|
| 6-(1)-イ 特定妊婦等への支援 | | | |
| 妊娠の可能性があり、若年や経済的困窮等が理由で受診が難しい女性の支援を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・市販薬での妊娠検査 ・医療機関での妊娠判定検査の全額補助 ・支援を要する妊婦等の相談、同行受診等 | | | |
| 担当課 | こども健康課 | 対象年齢等 | 誕生前～ |

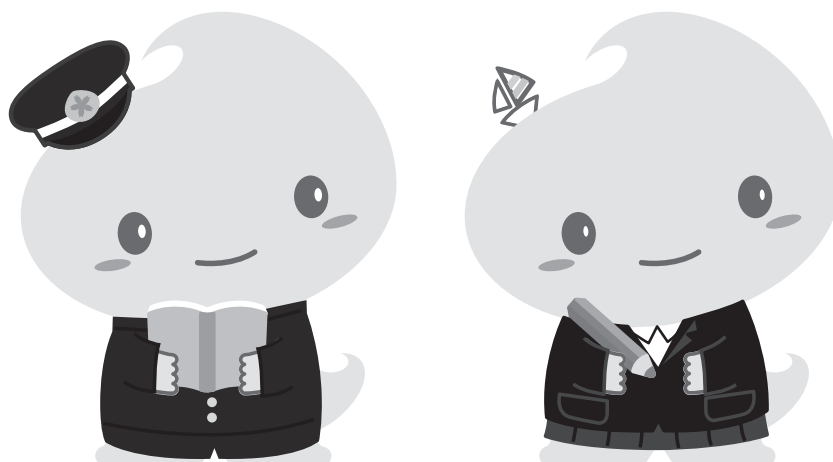
| | | | |
|--|--------|-------|-----|
| 6-(1)-ウ 妊産婦のケア体制の充実【3-(1)-エの再掲】 | | | |
| 母子健康手帳交付時から、若年や経済的困窮等がある妊婦を早期に発見し支援を行います。また、産婦健康診査やこんにちは赤ちゃん訪問、乳児健康診査時にメンタルヘルスチェック等を行います。特に出産後から4か月までの母親の孤立感を軽減する取り組みを進めます。妊産婦のメンタルヘルス相談を実施し、子育てのストレス軽減を図ります。また、心身のケアや育児サポート等きめ細かな支援を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・メンタルヘルス相談の実施 ・産後ケアの実施 ・利用者支援事業（母子保健型） ・母子健康手帳交付時面接及び医療機関との連携 ・支援を要する妊婦等の相談 ・授乳相談の実施 等 | | | |
| 担当課 | こども健康課 | 対象年齢等 | 妊産婦 |

| | | | |
|--|--------|-------|---------------|
| 6-(1)-エ こんにちは赤ちゃん訪問事業の推進【3-(1)-オの再掲】 | | | |
| 妊娠初期からの子育てに対して、切れ目のない相談体制を整えるため、生後4か月までの乳児がいる家庭への訪問指導、相談等を実施します。 <ul style="list-style-type: none"> ・全世帯への家庭訪問の実施 等 | | | |
| 担当課 | こども健康課 | 対象年齢等 | 誕生前～生後4か月、保護者 |

| | | | |
|---|----------|-------|---------------|
| 6-(1)-オ 育児支援家庭訪問事業の推進【1-(3)-クの再掲】 | | | |
| 様々な原因で子育てが困難になっている家庭にヘルパーや助産師を派遣し、育児、家事の援助や育児に関する技術指導を行うことにより、子育ての負担の軽減や環境の改善を図ります。 | | | |
| 担当課 | こども家庭支援課 | 対象年齢等 | 誕生前～18歳未満、保護者 |

第4章 具体的な施策

| 6-(1)-カ | | 子どもの人権に関する意識啓発、学習機会の充実 | |
|--|--|------------------------|---------------|
| <p>出前トークや学習会等の開催を通じ、いじめや虐待の防止、命や自分自身の大切さ等について、子どもや青少年をはじめ、広く市民に向けて子どもの人権についての正しい理解の普及・啓発を行います。</p> <p>特にしつけのための体罰が法改正により禁止となったことを踏まえ、その周知・啓発を行い、子どもの権利擁護に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子ども虐待防止オレンジリボンたすきリレー」において啓発活動の実施 ・体罰によらない子育て等の推進についての啓発活動の実施 ・子どもの人権を考える講座の開催 等 | | | |
| 担当課 | こども家庭支援課、こども健康課、幼保児童施設課、児童相談課、人権・男女共同参画課、教育指導課、生涯学習課 | 対象年齢等 | 誕生日前～大学生、保護者等 |



中柱2 ひとり親家庭の自立支援の推進

- 様々な状況にあるひとり親家庭に対し、経済的な支援はもとより、就労や生活等の視点から、各家庭が自立できるような取り組みを進めます。

| 6-(2)-ア ひとり親家庭等の就業支援 | | | |
|--|-----------|-------|------------|
| ひとり親等の自立を支援するため、ハローワーク、商工会議所と連携した就業支援を推進します。また、キャリアコンサルタントの配置による就業・転職相談を実施するとともに、スキルアップのための講座の受講等に必要となる費用の一部を給付します。 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ハローワーク、商工会議所と連携した就業支援（在宅就業等を含む）の推進 ・キャリアコンサルタントによる就業・転職相談の実施 ・高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金等の各種給付 | | | |
| 担当課 | こども青少年給付課 | 対象年齢等 | 0歳～18歳、保護者 |

| 6-(2)-イ ひとり親家庭等の子育て・生活支援 | | | |
|---|-----------|-------|------------|
| ひとり親家庭等の孤立化を防ぐため、自立支援員による相談支援や、情報交換・仲間づくりのための交流会及び子どものしつけ・育児や健康管理等に関する講習会を実施します。また、ひとり親等が病気等により急きょ生活支援が必要となった場合は、日常生活支援員を派遣します。 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・母子、父子自立支援員による相談及び支援 ・ひとり親家庭等の仲間づくりや生活向上の推進 ・ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施 | | | |
| 担当課 | こども青少年給付課 | 対象年齢等 | 0歳～18歳、保護者 |

| 6-(2)-ウ ひとり親家庭等の養育費確保支援 | | | |
|---|-----------|-------|---------------------------------------|
| 離婚後のひとり親家庭が、養育費が享受できる社会の形成に寄与するため、養育費確保のための活動を支援します。 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・養育費確保のための法律相談の実施 ・養育費確保のための公正証書等の作成や、保証契約の締結に要する費用の助成 | | | |
| 担当課 | こども青少年給付課 | 対象年齢等 | 0歳～20歳（「大学卒業まで」など特別の取り決めがある場合を除く）、保護者 |

| 6-(2)-エ ひとり親家庭等の経済的支援 | | | |
|--|-----------|-------|------------|
| ひとり親等の生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、経済的支援を実施します。 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当の支給 ・母子父子寡婦福祉資金の貸付 | | | |
| 担当課 | こども青少年給付課 | 対象年齢等 | 0歳～18歳、保護者 |

第4章 具体的な施策

中柱3 障害児施策の推進

- 横須賀市障害児福祉計画を着実に実施し、障害や医療的ケアの有無にかかわらず、誰もが安心してくらするまちの実現を図ります。
- 発達の遅れや障害のある子どもを持つ家庭に対し、子育てに対する不安を軽減するために、療育の充実、ヘルパー派遣、ショートステイ、フォローアップ教室等を実施します。
- 療育相談センターや支援教育コーディネーター連絡会等を通じて、必要に応じた発達支援や教育支援を行います。

| 6-(3)-ア 経過健診（フォローアップ教室）の充実 | | | |
|---|--------|-------|--------|
| 乳幼児健康診査後、発達の経過観察を行いながら、今後の子どもの療育や子育てについて保護者とともに考える場であるフォローアップ教室の開催方法等について検討し、内容を充実します。 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健康診査後の経過健診の実施 ・1歳6か月健康診査後のフォローアップ教室の開催 | | | |
| 担当課 | こども健康課 | 対象年齢等 | 3か月～3歳 |

| 6-(3)-イ 療育相談センターの充実 | | | |
|---|----------|-------|----------|
| 発達の遅れや障害のある概ね18歳までの子どもを対象に、幼稚園、保育所、認定こども園、学校等の地域と連携した支援を行います。診療部門では専門職による相談、評価、診療を、通園部門では、福祉型児童発達支援センターと医療型児童発達支援センターにおいて子どもに応じた専門的な療育支援を行います。地域生活支援部門では、保護者支援を含めた療育に関する様々な相談に応じ、巡回相談や各種教室の開催、相談支援事業、保育所等訪問支援を行います。 | | | |
| 担当課 | こども家庭支援課 | 対象年齢等 | 0歳～18歳未満 |

| 6-(3)-ウ 障害福祉サービスと地域生活支援事業の整備 | | | |
|---|-------|-------|-----|
| ホームヘルパー派遣やショートステイ、移動支援等の事業について、他の施策を踏まえて有効で持続可能な制度として整えていきます。 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ホームヘルパー派遣 ・ショートステイや移動支援等のあり方の検討（障害とくらしの支援協議会内に各「あり方検討プロジェクト」を設置等） ・サービス提供者の資質向上の研修 | | | |
| 担当課 | 障害福祉課 | 対象年齢等 | 全年齢 |

| 6-(3)-イ 障害の多様化に伴う教育的ニーズに対応した支援 | | | |
|---|----------------|-------|----------|
| <p>障害の多様化に対応した教育支援が行えるよう、支援教育コーディネーター連絡会の充実や、相談支援チームの巡回相談部が学校を訪問し巡回相談を行います。</p> <p>特別支援学校（ろう、養護学校）は、障害のある子どもの教育支援の拠点として、学校や保護者の求めに応じて様々な相談に対応します。</p> <p>各学校は、保護者や関係機関と連携して就学前から就労までを見据えた個別の教育支援計画を作成し、活用することに努めます。</p> <p>就学前の障害児支援のため、幼稚園教諭や保育士等を対象に各種研修を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・巡回相談の実施 ・個別の教育支援計画の作成 ・支援教育コーディネーター連絡会の開催 ・発達支援コーディネーター研修等の開催 | | | |
| 担当課 | 支援教育課、こども家庭支援課 | 対象年齢等 | 0歳～18歳未満 |

| 6-(3)-オ 障害児入所施設の確保 | | | |
|---|----------------|-------|----------|
| <p>障害のある児童が入所して、日常生活指導及び独立自活に必要な知識技能を養う福祉型障害児入所施設を1か所確保します。</p> | | | |
| 担当課 | こども家庭支援課、児童相談課 | 対象年齢等 | 0歳～18歳未満 |

第4章 具体的な施策

中柱4 社会的養護体制の充実

- 横須賀市社会的養育推進計画に掲げた取り組みを着実に実施し、「子どもが権利の主体」「子どもの最善の利益」「家庭養育優先」の実現を図ります。
- 関係機関との連携により、児童虐待の早期発見及び早期対応に努めます。
- 家庭養護を推進するために、里親制度の周知及び充実や小規模住居型児童養護事業（ファミリーホーム）を促進します。
- 児童養護施設等の機能充実を図り、施設に入所する児童の処遇の向上を図ります。
- 社会的養護を受けている児童の自立に向けた支援及びアフター・ケアを実施し、継続して安定した生活を送れるよう支援を行います。

| 6-（4）-ア 児童虐待の発生予防と早期発見、早期対応【6-（1）-アの再掲】 | |
|---|---|
| <p>子育て支援関係機関の連携を図り、健康福祉センター、幼稚園、保育所、認定こども園、学校等において、児童虐待の発生予防と早期発見及び早期対応に努めます。</p> <p>支援が必要な児童生徒へのアプローチや養育等で悩む保護者に対するサポートを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待予防に関する啓発活動を行う ・こども家庭地域対策ネットワーク会議の開催 ・未就園児等全戸訪問の実施 ・指導監査時の確認 ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・相談員等を活用 ・親子支援相談の実施 等 | |
| 担当課 | こども家庭支援課、こども健康課、児童相談課、支援教育課、保育課、幼保児童施設課 |
| 対象年齢等 | 誕生日前～18歳未満、保護者 |

| 6-（4）-イ 家庭養護の充実 | |
|---|----------------|
| <p>里親制度の周知を図り、新たに登録する里親を増やすよう努めます。里親を対象とする研修を実施し、里親制度等を充実するとともに、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を促進し、家庭養護を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童に対する面接や継続相談の実施 ・縁組里親の養成や養子縁組里親への委託推進 ・養育里親対象更新研修の実施 ・専門里親の新規養成 ・新規ファミリーホームの設置検討 等 | |
| 担当課 | こども家庭支援課、児童相談課 |
| 対象年齢等 | 0歳～18歳未満 |

| 6-(4)-ウ 児童養護施設等の充実 | | | |
|--|----------------|-------|----------|
| <p>心のケアや治療を必要とする子どもに専門的なケアを行うとともに、学習の習慣付けを支援し、学校や施設での不適応を予防します。また、社会生活に関する情報提供等を通じて、施設退所後の自立に向けた支援を行います。子どものプライバシーに配慮した生活環境を充実します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもへの専門的ケア ・施設等退所後の自立に向けた支援 ・児童養護施設学習支援事業の実施 | | | |
| 担当課 | こども家庭支援課、児童相談課 | 対象年齢等 | 0歳～18歳未満 |

| 6-(4)-エ 家庭での養育支援の推進 | | | |
|---|-------|-------|----------|
| <p>児童相談所に家族再統合専門チームを設置し、子どもが安心・安全に生活できるよう親子関係の調整を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待等で分離した親子の再統合について個別の分析を深める ・再構築、再統合の親子交流プランの作成、実施 | | | |
| 担当課 | 児童相談課 | 対象年齢等 | 0歳～18歳未満 |

| 6-(4)-オ 子どもの自立支援の推進 | | | |
|---|----------------|-------|---------|
| <p>施設等退所後、生活や就職についての相談等自立に向けた支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年自立支援関係機関連絡会議の開催 ・「地域の架け橋横須賀ステーション」等の活用による子どもの自立支援 ・児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の実施 | | | |
| 担当課 | こども家庭支援課、児童相談課 | 対象年齢等 | 15歳～39歳 |

| 6-(4)-カ 社会的養護にかかわる職員の資質の向上 | | | |
|--|----------------|-------|--------------|
| <p>社会的養護の担い手となる職員の専門性を強化するための研修を実施し、職員の資質の向上を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設職員を対象とした研修会の実施 | | | |
| 担当課 | こども家庭支援課、児童相談課 | 対象年齢等 | 0歳～18歳未満、支援者 |

| 6-(4)-キ 子どもの権利擁護の推進 | | | |
|---|----------------|-------|----------|
| <p>施設入所時等に「子ども権利ノート」を配布し、子どもが自らの権利について学習し、理解できるよう促します。また、施設内虐待の予防策や対応策をまとめたガイドラインに沿って適切に対応し、子どもの権利を守ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子ども権利ノート」の配布 ・被措置児童等虐待対応ガイドラインの管理 | | | |
| 担当課 | 児童相談課、こども家庭支援課 | 対象年齢等 | 0歳～18歳未満 |

第4章 具体的な施策

大柱7 子どもの貧困対策

子どもの現在及び将来が、生まれ育った家庭の事情等に左右されず、健やかに成長できるような取り組みを進めます。

ニーズ調査結果等から求める姿

◎現状の分析から

図表 4-2-10 子どもの進学率

| | | 進学率 |
|-------------------|---------|--------|
| 生活保護世帯に属する子どもの進学率 | 中学校卒業後 | 95.3% |
| | 高等学校卒業後 | 38.5% |
| 児童養護施設の子どもの進学率 | 中学校卒業後 | 100.0% |
| | 高等学校卒業後 | 25.0% |



◆生まれ育った家庭の事情に左右されず、教育の機会を確保できるようなまちを目指します。

中柱1 経済・生活の支援

●子どもが家庭の経済状況等によらず、健やかに成長できるような取り組みを進めます。

| 7-(1)-ア | 子育て家庭への経済的支援 | | |
|---|-----------------------------|-------|------------|
| 子育てにかかる経済的負担を軽減するため、各種費用の軽減、給付金の支給や医療費の助成等を行います。 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育に関する経済的負担の軽減や実費徴収に係る補足給付 ・教育・保育施設、認可外保育所等に関する保育料の負担軽減 ・児童手当の支給 ・就学援助 等 | | | |
| 担当課 | 幼保児童施設課、保育課、こども青少年給付課、支援教育課 | 対象年齢等 | 0歳～18歳、保護者 |

| 7-(1)-イ ひとり親家庭等の就業支援【6-(2)-アの再掲】 | | | |
|---|-----------|-------|------------|
| <p>ひとり親等の自立を支援するため、ハローワーク、商工会議所と連携した就業支援を推進します。また、キャリアコンサルタントの配置による就業・転職相談を実施するとともに、スキルアップのための講座の受講等に必要となる費用の一部を給付します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハローワーク、商工会議所と連携した就業支援（在宅就業等を含む）の推進 ・キャリアコンサルタントによる就業・転職相談の実施 ・高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金等の各種給付 | | | |
| 担当課 | こども青少年給付課 | 対象年齢等 | 0歳～18歳、保護者 |

| 7-(1)-ウ ひとり親家庭等の子育て・生活支援【6-(2)-イの再掲】 | | | |
|--|-----------|-------|------------|
| <p>ひとり親家庭等の孤立化を防ぐため、自立支援員による相談支援や、情報交換・仲間づくりのための交流会及び子どものしつけ・育児や健康管理等に関する講習会を実施します。また、ひとり親等が病気等により急きょ生活支援が必要となった場合は、日常生活支援員を派遣します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子、父子自立支援員による相談及び支援 ・ひとり親家庭等の仲間づくりや生活向上の推進 ・ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施 | | | |
| 担当課 | こども青少年給付課 | 対象年齢等 | 0歳～18歳、保護者 |

| 7-(1)-エ ひとり親家庭等の養育費確保支援【6-(2)-ウの再掲】 | | | |
|---|-----------|-------|---------------------------------------|
| <p>離婚後のひとり親家庭が、養育費が享受できる社会の形成に寄与するため、養育費確保のための活動を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養育費確保のための法律相談の実施 ・養育費確保のための公正証書等の作成や、保証契約の締結に要する費用の助成 | | | |
| 担当課 | こども青少年給付課 | 対象年齢等 | 0歳～20歳（「大学卒業まで」など特別の取り決めがある場合を除く）、保護者 |

| 7-(1)-オ ひとり親家庭等の経済的支援【6-(2)-エの再掲】 | | | |
|--|-----------|-------|------------|
| <p>ひとり親等の生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、経済的支援を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当の支給 ・母子父子寡婦福祉資金の貸付 | | | |
| 担当課 | こども青少年給付課 | 対象年齢等 | 0歳～18歳、保護者 |

第4章 具体的な施策

| 7-(1)-カ | | 子どものライフステージに応じた支援 | |
|---|-----------------------------|-------------------|----------|
| 市、学校、関係機関等において、妊娠・出産から子どもの自立まで、子どものライフステージに応じた支援を図ります。 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・こんにちは赤ちゃん訪問の実施 ・こども家庭地域対策ネットワーク会議の開催 ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・相談員等の活用 ・児童養護施設等施設退所後の自立に向けた支援 等 | | | |
| 担当課 | こども家庭支援課、こども健康課、児童相談課、支援教育課 | 対象年齢等 | 0歳～18歳未満 |

中柱2 教育の支援

- 子どもの教育機会が等しく保障されるような取り組みを進めます。

| 7-(2)-ア | | 社会的居場所づくり支援事業の充実【4-(1)-アの再掲】 | |
|--|-------|------------------------------|---------|
| 生活保護世帯や生活困窮世帯の子ども等のうち、学習支援を要する者、ひきこもりや不登校となっている者の、健全な学習・育成・社会参加及び自立の助長を図ります。 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護世帯の小学・中学・高校生への個別学習支援 ・生活困窮世帯の中学生への学習支援 ・生活保護世帯等の子どもと保護者に対する相談 等 | | | |
| 担当課 | 生活福祉課 | 対象年齢等 | 小学生～高校生 |

| 7-(2)-イ | | 社会的養護を必要とする子どもの自立支援の充実 | |
|---|-------|------------------------|----------|
| 社会的養護を必要とする子どもが施設退所後等に、自立した生活が営めるよう適宜支援を行います。 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設学習支援事業の実施 ・「地域の架け橋横須賀ステーション」等の活用による子どもの自立支援 | | | |
| 担当課 | 児童相談課 | 対象年齢等 | 0歳～18歳未満 |